

入札参加資格登録事業者 各位

喜多方市長

工事及び工事関係委託における契約保証及び前払金保証の電子化について（通知）

このことについて、受注者の負担軽減や契約事務の効率化を図るため、契約保証及び前払金保証について電磁的方法により発行された保証証書等（以下「電子証書等」という。）での提出を可能としましたのでお知らせいたします。

記

1 電子化の対象となる保証証書等（※1）

保証の種類	証書等の種類	保証機関
契約保証	契約保証証書	前払金保証事業会社（※2）
	履行保証保険証券	損害保険会社
	公共工事履行保証証券	損害保険会社
前払金保証	前払金保証証書	前払金保証事業会社

※1 従来通り、書面での保証証書等も提出可能です。ただし、金融機関の保証は書面に限りません。

※2 東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社、北海道建設業保証株式会社

2 電子証書等の提出方法

別紙のとおり

3 適用開始日

令和6年10月1日以降に契約を締結する案件から電子保証証書等の提出を可能とします。

4 その他

今回の電子化対応に伴い、工事及び委託業務の契約約款を改正しております。

1 電子証書等の提出方法

(1) 契約保証（保証事業会社）

契約締結時に、保証事業会社から発行された PDF ファイル（保証契約番号及び認証キーが記載されたもの）を、電子メールで契約管理課※に送信してください。（※送付先は入札参加申請用のメールアドレス※となります。本アドレスを取得されていない方は、事前に登録のうえアドレスを取得してください。）

(2) 契約保証（損害保険会社）

契約締結時に、損害保険会社から発行された PDF ファイルの保険証券又は保証証券を、電子メールで契約管理課まで提出してください。

(3) 前払金保証、中間前払金保証

前払金の請求時まで、保証会社から発行された PDF ファイル（保証契約番号及び認証キーが記載されたもの）を電子メールで工事等の担当課に送信してください。

なお、提出先のメールアドレスは、発注工事等の入札公告に記載されたアドレス※とします。（※設計図書等の質問の送信先アドレスとなります。）

2 電子メール提出時の留意事項

(1) メール件名

【保証名称（契約保証、前払金保証、中間前払金保証）】、工事番号（委託業務番号）及び受注者を組み合わせたメール件名としてください。

（例）【契約保証】第〇〇号 △△株式会社

(2) メール送信後の到達確認

メール送信後、提出先（契約管理課又は工事担当課）に到達確認の電話連絡をお願いします。

3 その他

電子証書等の発行手続きについては、各保証機関にお問い合わせください。

電子証書等以外の、契約締結、前金払に関するその他必要書類はこれまでどおり書面での提出が必要です。